

令和 6 年 2 月 9 日

第 2 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和6年第2回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年2月9日（金）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 301号室

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		石松 雄平
会長職務代理者	1 番	穴井 英雄
委 員	2 番	田代 カズヨ
	3 番	穴井 幸子
	4 番	松野 英一
	5 番	時松 達也
	6 番	飯沼 由彦
	7 番	時松 浩一郎

農地利用最適化推進委員 宮原地区 麻生 輝雄、小田 清

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第2号番号1 農地中間管理事業の推進に関する法律による農
番号4 用地利用集積等促進計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局職員（係長） 坂田 尚昭

事務局職員（主査） 波多野 裕

7. 会議の概要

係 長 ただ今から、令和6年第2回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、1番穴井英雄委員、6番飯沼由彦委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議 長 日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記の農地について申請があったので審議を求める。令和6年2月9日提出。小国町農業委員会会長石松雄平でございます。

議案第1号番号1、農地の所在は、大字宮原字〇〇です。登記簿地目及び現況地目は田、面積は、1,556㎡です。権利の種別は、3条有償移転。譲り渡し人、譲り受け人は、記載の通りです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。対価は、備考欄に記載があります。詳細は、別冊資料1をご覧ください。別冊資料1の1ページが許可申請の写しです。下段に権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。2ページに権利を取

得する者の農地の利用状況が記載されております。自作農地の田が 3,787 m²、畑が 18,524 m²、合計 22,311 m²で、借入地はありません。3 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力、権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。4 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。5 ページが周辺地域との関係と地域との役割分担の状況、6 ページ航空写真の位置図、7 ページに現地立会時の写真、8 ページが確認書です。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の飯沼委員から報告をお願いします。

6 番 この案件については、2 月 2 日に私と小田推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。現地は、耕作がされていない遊休農地でした。これからは、買い手の方が梅の苗木を作付けし、営農、管理されていくとのことことです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 この買い手の方は、山人参等を作付けしているようですが、出荷状況はどうなのでしょう。

事 務 局 本人から聞き取りしたところ作付け及び出荷されているようで、山人参等を主にネット販売していると話を伺っています。また水稻は、地域の方にアドバイスをもらいながら耕作されているようです。自己所有農地の管理はされているようです。

1 番 ○○で桜の木を植えられていますが、その後の状況はどうなっていますか。

事 務 局 その場所を数日前に事務局で確認をしました。苗木の樹高は、以前より高くなっている状態でした。以前から変わらず桜の苗

木として販売されているようです。今後も状況は、確認していきます。

5 番 買い手の方の収支報告等は、提出されてきているのでしょうか。

事務局 農地法第3条申請時の添付書類として収支報告等の提出は、求めています。書類としては、求めずに営農状況を口頭で聞き取りしています。

5 番 保全管理等は、されていると思われます。ただ農業経営としては、成り立っていないのではないのかと感じています。

事務局 これからも買い手の方から聞き取りをしながら状況を把握していきたいと考えています。

7 番 臨時雇用労働力で3人、常時雇用の増員が2人と記載がありますが、どのような方なのかかわかるでしょうか。

事務局 常時雇用の増員2人については、現役を引退された地元の方を予定しています。また臨時雇用労働力の3人については、営農のアドバイスをいただいている方がいるようで、その人数が記載されています。

議長 それでは、採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定しました。

議長 日程第3 議案第2号番号1から番号4「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について(利用権貸借)」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書 3 ページを開いてください。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）ではありますが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。令和 6 年 2 月 9 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平でございます。

議案第 2 号番号 1 です。農地の所在は、大字宮原字〇〇、〇〇、〇〇の 3 筆です。3 筆共に登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、1,147 ㎡、1,428 ㎡、2,188 ㎡、合計 4,763 ㎡です。内容は、再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻です。期間は 5 年の賃貸借。以下記載の通りです。

続いて番号 2 です。農地の所在は、大字上田字〇〇の 1 筆です。登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、2,729 ㎡です。内容は、新規です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻です。期間は 3 年の使用貸借。以下記載の通りです。

番号 3 です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇、〇〇の 3 筆です。3 筆共に登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、294 ㎡、1,000 ㎡、747 ㎡、合計 2,041 ㎡です。内容は、再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻です。期間は 5 年の賃貸借。以下記載の通りです。

番号 4 です。農地の所在は、大字上田字〇〇の 1 筆です。登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、1,805 ㎡です。内容は、再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻です。期間は 5 年の賃貸借。以下記載の通りです。説明は以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第 2 号番号 1 から番号 4 までの原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 2 号番号 1 から番号 4 までの原案について同意することを決定します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第 2 回総会を閉会致します。

令和 6 年第 2 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

1 番

6 番